



安倍靖国参拝違憲訴訟の会

東京ニュース

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13
fax : 03-3207-1273

e-mail : noyasukuni2013@gmail.com HP : <http://homepage3.nifty.com/seikyobunri/>
郵便振替口座:00170-2-291619 (加入者名: 安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京)

提訴しました！ 原告の第二次募集も開始

以下は、提訴の翌日、4月22日付『朝日』の社会面に載った記事である。二段見出しのタイトルは、「靖国参拝 首相を提訴／戦没者遺族ら『隣国と関係悪化』」。

「安倍晋三首相が昨年12月に靖国神社を参拝したことで、近隣諸国との関係が悪化して精神的苦痛を受けたとして、戦没者の遺族ら273人が21日、安倍首相と国、靖国神社を相手に、原告1人当たり1万円の損害賠償を求める訴えを東京地裁に起こした。首相の参拝が憲法違反にあたることの確認や、今後の参拝の差し止めも求めている。

原告団によると、安倍首相の参拝をめぐるのは今月11日に大阪地裁に提訴があり、今回が2件目。原告は、東京都や神奈川県のほか韓国に住む戦没者の遺族や宗教者らで、靖国神社で21日から始まった春季例大祭に合わせて提訴した。

訴状では、首相の参拝は憲法の定める政教分離に違反しているうえ、『靖国神社の教義を奨励し、原告らの信教の自由を侵害した』と主張。さらに『近隣諸国の反発を招いて軍事的衝突も起こりうる状況になった』として、『平和的生存権』（平和に暮らす権利）が侵害されたとしている。

小泉純一郎元首相の参拝をめぐる訴訟では、福岡地裁（2004年）と大阪地裁（05年）が『宗教活動にあたり違憲』と判断。しかし、最高裁（06年）は憲法判断に踏み込まず、『不快の念を抱いたとしても、直ちに損害賠償を求めることはできない』として原告の請求を退けた。

原告団は提訴後に東京都内で会見した。K・Y弁護士団長は『参拝は、日本を戦争ができる国にしようとする動きの中で、その精神的基盤をつくる意図がある』と批判した。

私たちの提訴の記事は、『朝日』以外にもいくつかの新聞に掲載され、また、提訴当日のテレビの夕方のニュースでも、短くではあれ、取り上げられた。しかし、その一方で、安倍首相はオバマ米大統領の来日を間近に控え、春季例大祭中の参拝こそは見送ったものの、21日、靖国神社に「内

閣総理大臣 安倍晋三」の名前で、「真榊（供物）」を奉納し、翌22日には、現役閣僚である新藤総務相を含む、「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」のメンバー150人が、同神社への集団参拝を強行している。

近隣諸国や米国が、いくら「不快感」を示そうとも、「あくまで国内問題」と強弁する首相や閣僚、国会議員たち。そうした傲岸不遜な輩に、民衆のNOの声を突きつけるのが、私たちの安倍靖国参拝違憲訴訟である。それは、いうまでもなく、「集団的自衛権の行使」容認や、さらには改憲によって、一気に、戦争のできる国家へと突き進む、安倍政権に対し、NOを突きつける闘いでもある。

4月21日の午後2時に、私たちは東京地裁に、原告273

名（内、在韓原告20名）の連名で、訴状を提出すると共に、3時半に司法記者クラブにおいて、記者会見を開き、弁護団の他、訴訟呼びかけ人のK・Sさん（僧侶）、S・Cさん（ノンフィクションライター、原告団長）、B・Mさん（日本キリスト教協議会靖国神社問題委員会委員長）、Y・Tさん（神奈川平和遺族会共同代表）の4人が、それぞれの立場から、この訴訟を提訴する決意に



至った理由を、話された。

その後、午後6時半から、信濃町教会において、提訴報告集会が開かれた。これらの内容については、別途、詳しい報告が掲載されることになっているので、ここでは割愛する。また、提訴した訴状の内容に関しても、別途、弁護団からの解説が、掲載されることになっている。

この訴訟をもっと、大きな力で押し進めていくため、訴訟の会・東京では、引き続き、第二次原告の募集を広範に、呼びかけている。皆さんのさらなるご協力を！！

H・Y（安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京／事務局）

4.21 提訴記者会見・報告集会での発言から

* 4月21日の提訴に続く記者会見、夕方からの報告集会で、今回の訴訟の呼びかけ人や弁護士などから、多くの発言がなされました。記者会見での発言者は巻頭の報告にあるとおりです。報告集会は、呼びかけ人でもあるZ・Mさんの司会で、A・Kさん、S・Cさん、Y・Tさん、B・Mさん、Y・Nさん、H・Mさん、K・Yさん、I・Aさん、ならびに各弁護士の発言などと続けました。

以下、それらの要旨を紹介します。Sさん・Kさんの発言は記者会見のもので、あとは報告集会での発言です。また、呼びかけ人として参加されていたY・Tさん、B・Mさんからは、別途文章が寄せられていますので（7ページ参照）、当日の発言は割愛させていただきました。（まとめ文責・ニュース編集部）



●A・K

（安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京 事務局長）

原告273名で、本日提訴いたしました。在韓原告も20名参加されています。今回の安倍首相の靖国参拝は、2006年の小泉首相の最後の参拝以降、7年目の首相の参拝ということになります。

いまや、解釈改憲をすすめ、日本が海外で戦争のできるようにするということが、より現実性を増しています。安倍首相の靖国参拝は、これら軍事化を下支えするものであり、確信犯的な要素を持つ参拝です。

訴状では、首相の参拝がもつ政教分離違反としての性格を厳しく批判しております。また、靖国神社が、侵略戦争を下支えする機関として機能し、そして戦後もそのまま戦争を美化する神社として存続し続けていること、そうした本質からいえば、参拝すること、そしてそれを受け入れることが戦争準備行為であると明記しています。この意味で、靖国神社をも訴えの対象としております。そして今回の参拝行為が、宗教的人格権や平和的生存権の侵害であることを訴えます。さらに、国際人権規約にも違反していることも言及しています。これらは、今回の提訴の特徴と言えるでしょう。

同時に、安倍首相に対しては、今後の参拝の差し止めも求めています。海外の注目も非常に高いものがあります。今回のような確信犯的な靖国参拝を繰り返させない。ここで止められれば、日本とアジア、世界の平和に貢献するものともなると思います。

●S・C（ノンフィクションライター／原告団長）

私は広島に被爆者です。クラスメートは動員されて作業中被爆し、全滅しました。私はたまたまこの日休んでいたのでも生き残ったのですが、そのクラスメートたちが靖国に合祀されたということをきいて、愕然としました。もし私があたのときに死んでいたら、「靖国の英霊」になっていたわけで、それはいやだと思いました。それからずっとこの問題を考えています。

私は憲法の「政教分離」ということを、9条と並ぶ、非常に大切なものだと思ってこだわっています。かつての日本は「祭政一致」で、すべての宗教の上に国家神道がありました。国家神道の教えとしてあの戦争は聖戦であり、国のために死ぬことは誉れだと教えられてきたのです。それがどんなに恐ろしい間違いだったか。

安倍さんの言う「戦後レジームからの脱却」、それが凝縮されているのが今回の靖国参拝だと思っているのです。今回の訴訟には、宗教者の方も熱心に取り組まれています。私たちがのような、宗教者ではない一般市民も、多く原告に加わっていただいております。

●K・S（僧侶）

仏教の教えは非暴力であります。そうでありながら、かつて戦争に加担してしまったという、非常に重たい罪を背負っています。国家神道は戦争を美化し、戦死を讃える戦争宗教であり、非暴力の仏教とは、根本から考え方が異なります。かつてと同じようなことが繰り返されるかもしれないという深い危機感を持って、この訴訟に加わりました。

私は、提訴によって、遺族の感情を傷つけるつもりは毛頭ありません。むしろ、再びあのようなことを繰り返さないために、裁判をします。安倍首相は参拝することによって、あのようなことが二度とあってはならないと誓ったと言いました。しかし、戦争を讃える施設である靖国神社に参拝することで、それを誓えるというのは無理だと思います。それぞれの宗教施設にはそれぞれの目的があるのです。靖国神社で平和を祈るとするのは

違います。こうしたことを訴えていきたいと思います。

●Y・N (ノー!ハブサ・合祀絶止訴訟事務局長)

私は韓国人遺族の、靖国神社合祀取り消し訴訟に関わっています。昨年10月に第一次訴訟の控訴審の不当判決がありました。その前日に、新たに第二次訴訟を提起しました。一次訴訟は控訴せず、二次訴訟で闘っていくという決意を固めております。

今回の訴訟の呼びかけ人にも名前を連ねさせていただいていますが、私の仕事としては、韓国の原告との窓口的なことではないかと思えます。ノー!ハブサの裁判では、植民地支配の歴史的経緯から、韓国人原告の怒りは理解できないではないとしながらも、「日本国内の社会通念」を理由に、原告の訴えを一蹴したのです。私は、このような「社会通念」こそまさに植民地主義ではないかと思えます。安倍首相の靖国参拝には、本当にショックを受けたと、I・Hさんはおっしゃっていました。安倍政権の靖国参拝を、広く支持する日本の「社会通念」の存在があるとするならば、それがアジアの人びとにとっての脅威である。私たちは、今回の裁判を通じて、こうした日本社会のあり方を変えていくために、一緒に闘っていききたいと思います。

●H・M (安倍靖国参拝違憲訴訟の会・関西)

関西は4月11日に546名で提訴をしました。原告が多いのは、小泉の靖国参拝訴訟は6つの地裁、7件の訴訟で闘われて、九州・山口では違憲判決も勝ち取った。今回は、それらの人びとが関西の訴訟に合流したという経緯があるからです。

今回私たちは、安倍の参拝行為が「平和的生存権」の侵害であるということを出して争うことにしています。大阪の記者会見でも、記者の質問はもっぱらその点に集中しました。いわば、これまでの裁判での主張は、かつての戦争の「継続」が問題であった。しかし安倍政権がすすめているのは、集団的自衛権問題や、武器輸出



など戦争準備行為そのものです。その流れの中での靖国参拝は、無理矢理戦争に引きずり出されて殺し殺された人びとを、国のため・天皇のために死んだ死者と意味づけし、それを見習って後に続けという靖国神社の教義を、安倍と靖国が一緒になって布教する行為です。それは、すべての人の平和的生存権の侵害です。

最後に、ひとことだけ嫌味を言わせてもらいますが、われわれの横断幕は「安倍靖国参拝違憲訴訟の会・関西」と「関西」がついているのです。でも、この会場に貼ってある横断幕は「安倍靖国参拝違憲訴訟」としか書いてない。これはいったいどういうことか、中央意識じゃないんかと(笑)。謙虚な関西からの発言でした。



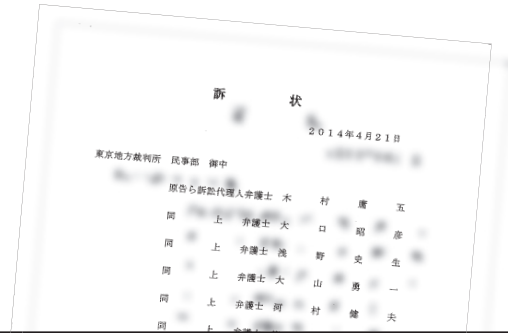
●K・Y (安倍参拝違憲訴訟弁護団長)

今日は、提訴のあと記者会見の会場に向かいましたら、予想以上のマスコミが来ていました。関心の高さが伺われます。記者から問われたのは、安倍の靖国参拝によって、具体的にどういう被害を受けたのですか、ということでした。私たちもこれから、原告一人ひとりの気持ちに添いながら、掘り下げて裁判所に訴えていかなければならないと思います。現在の司法は、具体的な被害がないところでは、違憲かどうかの判断はしないのです。判断したにせよ、傍論で多少触れるとか。それではだめで、真正面から違憲であるという判断をさせるよう、弁護団としてもがんばっていききたいと思います。

私はもともと、津地鎮祭違憲訴訟の弁護団長をやっておられたI・T弁護士の事務所に入ったのが、弁護士としてのスタートです。その後、事務所をかわって、国際関係の仕事などに携わっていました。しかし、韓国・朝鮮人BC級戦犯訴訟では、原告代理人のひとりをつとめておりますし、もともと、司法修習生の頃から津地鎮祭違憲訴訟や山口自衛官合祀訴訟の弁護団会議には出席していました。憲法裁判にはずっと関心があって、現在は日弁連の憲法委員会などにも所属しております。具体的な訴訟の面では、この弁護団に参加している多くの若い弁護士がいるので、たいへん期待をしております。

訴状の読み方 ここがポイント！

I・A (安倍参拝違憲訴訟弁護団事務局長)



1 請求の趣旨

(1) 4つのポイント

請求の趣旨には、裁判所に対してどのような判決を求めたのかを5項目に分けて書いています。大別すると、

- ① 安倍首相に対する参拝差止め (【請求の趣旨1】)
- ② 靖国神社に対する参拝受入差止め (【同2】)
- ③ 上記①②の違憲確認 (【同3及び同4】)
- ④ 原告ら一人当たり1万円の損害賠償 (被告らの連帯債務 【同5】)

に分けられます。

(2) 靖国神社を被告にすること

今回の訴訟で特徴的なのは、靖国神社に対して参拝の受入の差し止めを求めている点(②)です。過去の参拝違憲訴訟では、宗教団体である靖国神社は被告にしませんでした。しかし、よく考えてみると、首相の参拝行為が国内外でこれだけ多くの反発と批判を招くのは、参拝の対象が靖国神社だからです。また2007年に国会図書館が編纂した「新編靖国神社問題資料集」には国と靖国神社が頻繁に綿密な打ち合わせを行って戦没者の合祀行為を行っている過程が赤裸々に明らかにされています。

今回の安倍首相の靖国参拝についても、首相官邸が事前に靖国神社に連絡をし、当日は首相を宮司が出迎え、職員が先導して同行し、本殿周辺の人払いまでしている状況が見受けられます。つまり、靖国神社は単に「受け身」ではなく、積極的に首相の参拝を受け入れています。そこで、今回は、靖国神社もターゲットにして、今後は参拝の受入を行わないように求めています。

(3) 靖国神社の憲法違反

もう一つの特徴は、靖国神社の参拝受入行為が憲法に違反していることの確認を求めている点です(③)。本来、憲法は国家と国民(私人)との間で適用される法律ですので、国民(私人)対国民(私人)との間には直接適用されません。しかし、こと合祀や参拝受入に関して言えば、国と靖国神社の関係は密接なので、そのような場合には私人の行為を国家の行為と同視して憲法を適用すべきという論理(国家同視説)を採用して、靖国神社の行

為=国家の行為と見なし、憲法の適用を可能にしています。

なお、印紙代の関係で、当事者を原告の方の代表として2名の方を挙げています。

2 請求の原因

(1) 当事者 (【第1】)

まず、一次訴訟の原告の属性を①宗教者、②在韓国人(韓国に在住する韓国籍の方)、③一般市民に分けて説明しています。この3つの分類が適切かどうかは議論のあるところだろうとは思いますが、原告のイメージをつかんで頂くためにこのようなカテゴリーを設けさせて頂きました。

被告は、①安倍首相(個人)、②靖国神社、③国です。若干、説明すると、安倍首相の行為には、内閣総理大臣の側面と私人としての側面の両方があります。前者の側面に着目すれば、それはすなわち国家の行為そのものですので、国が責任を負うことになります。これとは別に、後者(私人)については、安倍晋三個人の責任を追及することにしました。

(2) 国と靖国神社との一体性 (【第2】【第3】)

靖国神社の沿革を、

- ・創建から侵略戦争における精神的支柱としての役割
- ・戦中・戦後を通じた戦没者合祀における協力体制 (「3025体制」)
- ・公式参拝を利用した「国立慰霊施設化」の目論み(靖国神社法案、靖国神社参拝行為の継続、靖国神社の受入)

の3つの時代区分で振り返ってその性格を明らかにし、その過程の中で国との密接な関係を指摘しています。

(3) 中曽根参拝(1985年8月15日)と小泉参拝(2001年8月13日)に対する違憲訴訟と違憲判決 (【第4】)

さらに、中曽根、小泉両首相の参拝に対して過去に違憲訴訟が提起されており、前者については「違憲の疑い」(92.7大阪高裁)、「継続したら違憲」(92.2福岡高裁)、後者については違憲判決(04.4福岡地裁、05.9大阪高裁)

が出て確定していることを述べています。今回、安倍首相も靖國神社も、過去の司法判断（参拝行為が憲法に違反する）ということを知りながら、各行為に及んだことを明らかにしています。

(4) 本件参拝に至る安倍首相の言動（【第5の1】）

今回の安倍首相の参拝が、彼個人或いは政治家としての確固たる信念に基づいて行われたこと、そして「戦争ができる国作り」の一環として行われたことを理解してもらうために、彼の靖國参拝、侵略戦争の肯定、安全保障等に関する発言や著書等を引用して明らかにしました。

(5) 本件参拝及び参拝受入のドキュメント（【第5の2】）

12月26日当日の安倍首相及び政府、靖國神社側の動きをドキュメントとしてまとめ、不法行為（違憲乃至違法行為）の具体的内容を摘示しました。ここで、靖國神社側の対応、徳川宮司の出迎え、祭祀部長らの先導同行、拝殿本殿の人払い等を具体的に指摘しています。

(6) 本件参拝及び参拝受入行為の違憲性、違法性乃至権利侵害（【第6】）

具体的な、憲法違反、権利侵害、違法性の内容を具体的に指摘しています。①政教分離違反、②信教の自由の侵害（靖國信仰の強要）、③宗教的人格権の侵害（個人の生死に対する意味づけの強要）、④平和的生存権の侵害（戦争準備行為による生命・自由の侵害）、⑤韓国人原告の人格権侵害、⑥国際人権規約違反の6つを挙げています。

特に、④（平和的生存権）では、今回の安倍首相の参拝が、戦争の精神的基盤を確立するとともに、近隣諸国との関係を悪化させて軍事衝突を招く危険性のある行為であることを指摘しています。また、新しい視点としては、⑥「自ら選択する宗教ないし信念を保持する自由を侵害するおそれのある強制を受けない」ことを定めた自由権規約18条2項違反を指摘しています。着目すべきは、ここで禁止される「強制」には、間接的ないし不明確な形態の不当な圧力や影響力も含み、「参拝行為は直接的な権利侵害ではない」とする被告側の反論をクリアできる可能性がある点です。

(7) 法的構成

その後は、安倍首相の参拝行為及び靖國神社の受入行為に対する差し止め請求の根拠（【第7】）、同じく違憲確認の法的根拠（【第8】）、各被告に対する損害賠償の根拠（【第9】【第10】【第11】）を挙げています。具体的には、国の責任（国賠法1条）、安倍首相個人（民法709条）、靖國神社（民法719条）としています。

(8) 憲法判断の必要性【第12】

日本の司法制度では、憲法判断は事件の解決（＝権利義務の発生の有無）に必要ではない場合は、憲法判断をしなくて良いというルールがあると解釈されています（付随的審査制）。

過去の参拝違憲訴訟も、多くはこの論理で憲法判断が回避されてきました。しかし、今回のように、これだけ露骨な憲法違反が行われている場合に、これを司法が無視して良いのか。裁判所の決断を強く促しています。

(9) 本件参拝の背景事実と本件訴訟の意義【第13】

最後に、本件参拝の背景にある安倍政権の政策を述べています。

具体的には、憲法改正草案、96条先行改憲、集団的自衛権の行使容認、特定秘密保護法という一連の政策の中で見ると、本件参拝は、国家のために死んだ者を慰霊・顕彰し、国家のために死ぬことを美化し称揚、鼓舞し、立憲主義を破壊して、物心両面から戦争のできる国づくりを行うものだという事を論じています。

3 本件参拝の特徴

(1) 参拝行為について

安倍参拝の特徴として言えるのは、第1に、靖國参拝を政権公約として位置づけ、政権1周年という節目の日に参加するなど、公式参拝の要素が強い点です。

第2に、二拝二拍手一礼という神道の儀式に従った方法を取り、かつ参拝後も「御英霊に対して、哀悼の誠を献げ」たとコメントする等、宗教的側面が色濃いといえる点です。

第3に、本殿だけではなく、鎮霊社（靖國神社本殿に祀られていない者と世界各国すべての戦死者や戦争で亡くなった者の霊を祀っていると説明されている）へ参拝した点です。本人としては、国際的批判と政教分離違反をかわす狙いがあったと思われるかもしれませんが、果たして効果があるのか、はなはだ疑問です。

(2) 靖國参拝をめぐる国際情勢、参拝後の国際的批判

今回の安倍参拝は、中韓両国との緊張関係（領土問題、安倍政権の政策と発言）の中で行われていること、「同盟国」である米国の牽制を無視して行われていること、これらの状況を反映して、中国・韓国のみならず、フィリピン、シンガポール、インドネシア、ロシア、欧州連合（EU）、国連事務総長、ドイツからも非難と疑問の声が挙がっているということが特徴です。

(3) 最後に

このような安倍参拝の特徴をもう一度整理して、今後法的主張に生かしていくつもりです。

大阪靖国神社参拝違憲訴訟・提訴報告

Z・M



東京地裁への提訴（4月21日）に先立ち、4月11日大阪地裁に「安倍首相靖国参拝違憲訴訟の会・関西」原告546名が、原告1人当たり1万円の損害賠償を求め「安倍首相靖国参拝差止等請求事件」の訴状を提出しました。

請求の趣旨は、

- 1 被告安倍晋三は、内閣総理大臣として靖国神社に参拝してはならない。
 - 2 被告靖国神社は、被告安倍晋三の内閣総理大臣としての参拝を受け入れてはならない。
- などです。

当日は、訴状提出に先駆け「安倍首相靖国参拝違憲訴訟」の横断幕が掲げられ提出行動が行われましたが、ヤスクニ問題に対するマスコミの関心の高さがありました。

提訴後ただちに、司法記者クラブにおいて、記者会見が開かれましたが、中島弁護士による訴状の概略説明があり、憲法19条の思想、良心の自由、20条の信教の自由と合わせて、特に、憲法前文、13条、9条を基に自衛隊イラク派兵違憲訴訟で名古屋高裁判決を引用して、「戦争放棄および戦力不保持の原則を堅持した日本に生存する権利・平和的生存権」に基づくという主張をしていることが強調されました。

その後、原告4人の方々によって、各々、提訴に対する気持ちが語られました。

小泉首相靖国神社参拝違憲九州・山口訴訟団長だったK・Tさんからは、福岡地裁判決2004年4月7日（亀川清長裁判長）で、「小泉首相の参拝は職務の執行に当たると指摘し、政教分離訴訟で判断基準とされてきた目的効果基準に基づいても、首相の参拝は憲法違反である」との確定判決があるのであるから、首相の参拝行為が違憲であることは、自明のことであるとの見解が表明されました。

続いて、日本思想史専攻の大学院生、Y・Rさん（26歳）が、記者団の質問に応え「参拝後のアジアの緊張の高まりは、一学生の私からしても怖い」と訴えられ、遺族のYさんは、学生服姿の遺影を示したのち、靖国神社・遊就館では「帯刀軍服」姿に修正された写真が掲示されている例を

示され、靖国神社・遊就館の欺瞞性を訴えられました。遺族のYさんは、靖国神社と天皇の問題を鋭く追及されました。

夕方からは、会場を「エル・大阪」に移して、「訴訟団出発集会」が開催されました。

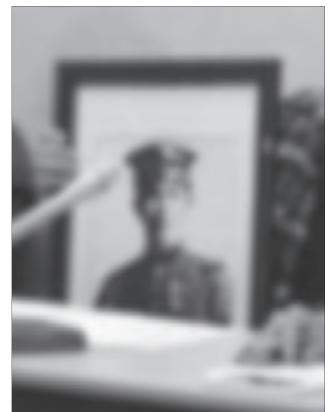
「靖国合祀はイヤです・アジアネットワーク／安倍首相靖国参拝違憲訴訟の会・関西」の横断幕が貼られた会場では、大阪訴訟の特色でもありますが、全国各地で闘われてきた政教分離訴訟の原告団で、今回の大阪訴訟に原告として参加された「えひめ玉串料違憲訴訟」のAさんや、「みのお忠魂碑違憲訴訟」以来、一貫して政教分離訴訟の一線で闘っておられるF・Kさんらから訴訟に対する決意表明が行われました。

真宗遺族会のS・Rさんからは、毎年、靖国神社に向いて取り組まれている「合祀取り下げ」要請行動に関して、アピールが行われました。遺族による合祀取り上げ要請行動については、山口自衛官合祀拒否訴訟の原告N・Yさんと支援者の方々が今も要請署名をもって粘り強く山口護国神社に対して、合祀取り下げ行動に取り組まれています。靖国神社にたいしても「合祀イヤです訴訟」の原告を中心に、毎年、合祀取り下げ要求が取り組まれています。違憲訴訟の闘いと連携しつつ今後も取り組むとの決意表明がありました。

会場からは21歳の原告からの決意表明も行われ、大阪訴訟では、次世代へ政教分離の問題が確実に継承されている印象が伝わってきました。

東京からもA事務局長が、連帯の挨拶を行いました。

大阪訴訟では、原告の2次募集（8月15日締切）が行われていますが、今後、台湾人原告の参加も考えられているとのことでした。また、東京・大阪を合わせて、1000人を超える原告を集めましょう、とのアピールが行われました。



●修正された遺影を示すYさん

原告からの発言 (1)

靖国参拝は憲法問題

Y・T●神奈川平和遺族会

私の父は1943年、私が1歳のとき、徴用された貨物船で軍需物資を運んでいて、空爆によって船もろとも海の藻屑と消えました。父の戦死以降、母と8人の子供の家族は貧しく、種々の屈辱を味わいました。だから人が殺し殺される戦争は絶対にあってはならないと願い生きてきました。

今回の提訴の呼びかけに当たり、色々な立場の人が呼びかけ人になったほうがよいとのことで、平和遺族会からは私をご指名を受けました。私は2001年に入会した運動歴ではまだ駆け出しで見識も乏しいので、私でいいのかしらと思いましたが、発起人の皆様を煩わせてはいけなかと考え、思い切って名を連ねました。今回の原告には私たちの会の98歳の戦没者の妻も原告に加わっています。全国の平和遺族会のなかには1960年代末に靖国神社国家護持法案に反対して以来、運動を続けているキリスト者遺族の会もあります。私たちは、戦没者が国の誤った戦争の被害者であるばかりでなく、アジア諸国民に対しては加害者でもあったという事実を踏まえ、ふたたび国内外に戦没者、その遺族、戦争被害者を生みださないために、天皇や首相の靖国神社参拝など、一切の戦争への道を許さない運動をしてきました。首相の参拝に対し、以前ならば官邸前で抗議

集会をやっていましたが、近年は組織の力が落ち、抗議文を送りつけるだけになってしまいました。首相や閣僚の靖国参拝・真榊奉納だけでなく、首相の伊勢神宮参拝（民主党の首相も同じ）や、昨年の遷宮の儀式への出席にも、そのつど警告を発し続けてきました。

このたびは、多くの原告や支援の皆様と共に裁判を闘えることをありがたく思います。とりわけ原告を手弁当で支えて下さる弁護士、事務局の皆様には心より感謝します。また、私たちの想像を絶する憤懣やるかたないであろう韓国の遺族の皆様とも手を携えて行きたいと思えます。

今回の安倍首相の参拝の際の談話は「平和を願い不戦を誓う」など詭弁と美辞麗句に満ち満ちており、戦没者を「だし」に使った政治的パフォーマンスであると思えます。遺族として、「だし」に使われて侮辱され名誉を棄損されたと思っております。今の日本ではメディアも一般市民も、首相の靖国参拝が外交的に問題であるという認識が多いようですが、まず、憲法問題であり、靖国神社が「平和を願い不戦を誓う」には最も相応しくない場所であることを広く訴えたいと思えます。訴訟団の皆様、長い闘いになると予想されますが、どうかよろしくお願い致します。

靖国神社参拝の本質を問う

B・M●日本キリスト教協議会靖国神社問題委員会委員長

私が原告になることを決意したのは、2002年住基ネット違憲訴訟で原告として最高裁まで7年間闘った体験に鑑み、かつて国家神道の頂点に君臨した伊勢神宮及び侵略神社『靖国』の本質を戦争準備に利用せんとする安倍首相の確信犯的姿勢を、憲法20条の明白な政教分離違反の視点で明らかにし、わが国が国際社会の一員としてあるべき道は、あくまで憲法9条という世界で類のない絶対平和主義の国際的普遍化の為に実体化することをこそ旨とし、それを正義の砦である司法の場で明らかにし、わが国民衆の思いと全く相反する現安倍政権の戦争化の道にとどめを刺したく願った次第である。

4月21日の東京提訴での記者会見で直感したことは、戦後生まれのこの若き記者諸氏が、政治利用という事の本質を理解し、民衆に真実を伝えて欲しいとの思いにあった。従って、提訴は被侵略国たる韓国・中国等がA級戦犯との関りで問題にするといったレベルでの事柄以上に、為政者の最終目的は天皇が陛下として参拝するというかつての大祭司→神権天皇制軍事国家の復権にこそあるのであって、そのことをしっかり見抜いてほしい、と願ったのであったが、翌日の報道は、NHKと朝日を除いては「宗教者の争い」のレベルに留まっていたことで、これまた一般民衆の

認識か、とその現状を再確認したのであった。

端的に言って、参拝による政治的利用と批判するのは、第一に「参拝は礼拝に非ず」と称して国家神道の非宗教性を武器に参拝を強制し、異議を唱える者を治安維持法で弾圧したかつての歴史を反省して政教分離は生まれたことに基づき、われ個としての信教・思想・良心の自由（基本的人権）に係る本質的問題なのだ。また、戦争の出来る国ともなれば、かつての軍事施設としての靖国神社の如く、戦死者を英霊として遺族を無視して勝手に祀って讃え、かつ戦争への決意・覚悟を引き起こす役割を担い、権力に立つ者は恣意的に利用しよう。更に、国→天皇の御為に尽き、それに逆らう者は祀らないという差別の本質をもつ。しかも、戦争の最高責任者であった天皇が戦争責任をとらなかつた無責任性の極みが、戦後政治の本質であることから、戦後補償にまともに対峙せず、それが被侵略国との大きな不和の原因でもあり、安倍首相の極右思想は、国際化の時代において、わが国を滅ぼす危険なもので、許されることではないのだ。

ともあれ、靖国神社の欺瞞性を今こそ糾さねばならないのである。

韓国人原告 I ・ H さんのアピール

韓国の原告を代表して、私が申し上げたいことは、二つです。

まず、安倍晋三総理は、果たして自分がどういうことをやっているのかを、分かっているだろうかという疑問です。ご承知のように、靖国神社は、かつての世紀、日本が国民を動員し、戦争を起こし、周辺諸国を侵略する際、精神的支柱の役割を果たしました。靖国神社を通して広げられた「イデオロギー」によって、多くの日本の国民が、戦争に駆り出され、犠牲になりました。また、侵略された国家の被害は、数値としては計り切れないほどであります。いまでも、日本によって侵略された国々では、帰って来ない家族を待ち、苦しんでいる遺族が日本を恨んでいます。

このような状況の中、日本国民を代表する総理大臣が、堂々と靖国神社に参拝し、供え物を送るのをみて、人々は戦争が終わって 70 年が経ついても、過去を全く反省せずにいると思われるしかありません。総理の靖国神社参拝は、日本が近隣諸国と共存する意思もなく、侵略戦争によって苦しんでいる周辺諸国の人々を蔑視していると思わせる行動です。

二つ目、父親が靖国神社に合祀されている被害者の一人として、安倍総理の靖国神社参拝は、とうてい赦せない行動で

あるということを申し上げます。

いま、靖国神社は植民地朝鮮から動員され、犠牲にされた「韓国人」を合祀しています。私は父親が戦争に駆り出され、亡くなったことも悔しいですが、その過ちを反省もせず、父親の名前も除いてくれない、日本政府や靖国神社も、赦すことはできません。しかも、日本の総理が、こういった靖国神社に公式的に参拝したことを聞いて、大きな絶望感を感じました。

「父親の名前を除いてくれ、という、遺族のとても簡単な要求すら、あらゆる苦しい言い訳をあげ、突っ張ねている靖国神社。そして、過去に拘り、人権と平和、民主主義といった、日本国憲法の精神と、人類の普遍的価値を無視し続けている、安倍総理や極右政治人らの行動をみて、日本は私たちとともに近隣として生きていくことを望んでないのだ、という考えすら持つようになります。真の近隣として戻ってくることを願い、ぜひ過去の呪いから抜け出すことを、強く勧告します。

2014.4.18

太平洋戦争被害者補償推進協議会
I ・ H

事務局からのお知らせ

■原告の皆様へ

第 1 次募集で原告になってくださり、ほんとうにありがとうございました。

第 2 次原告募集チラシを同封させていただきます。まだ原告になられていない方がおられましたら、おすすめいただければ幸いです。

何卒よろしく願いいたします。

■原告・支援会員のメーリング・リストへの参加を募集します。

参加を希望される方は

✉ noyasukuni2013@gmail.com まで

*なお、ML は以下の規則をもとに事務局が運営します。
違反者には警告を与え、守らなければ ML 参加者名簿から削除します。

- ①事務連絡のみとする。事務局はそれに対する応答のみ受ける。それ以外は受けない。
- ②参加者同士で論議をしないこと。

■活動日誌 (2014 年 4 月～5 月)

- 4・1 第 2 次原告募集開始
- 4・4 弁護団会議
- 4・7 第 5 回相談会
- 4・11 弁護団会議
- 4・11 大阪提訴、訴訟団出発集会など
*東京事務局から荒井、星出、辻子が出席
- 4・17 弁護団会議
- 4・21 東京地裁に提訴、記者会見
提訴報告集会 (日本基督教団信濃町教会)
- 5・11 ニュース 1 号発送 / 第 6 回相談会

* 4・29、5・3 などにおこなわれた諸集会で、事務局メンバーが、ビラまきやアピールをしました。

■ 2013 年度安倍靖国参拝違憲訴訟の会・東京会計報告 (2014 年 3 月 31 日)